

## 御意見の概要と県の考え方

	意見の概要	県の考え方
1	<p>管理栄養士は、栄養アセスメントや栄養指導、NSTなどのチーム活動を行うなど、高度な技術や技能を有している。</p> <p>そこで、診療報酬点数表における栄養管理指導に関する施設基準では「管理栄養士」を配置すべきとされている。</p> <p>よって、診療報酬を算定するためにも人員基準は、「栄養士」を「管理栄養士」とする必要があると見ます。</p> <p>また、病院におけるきめ細かな栄養ケア提供のためにも、「病床数100以上の病院には1」を「……1以上」としていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">同趣旨の意見他に10件</p>	<p>厚生労働省告示の診療報酬点数表の設備基準に基づくご意見ですが、診療報酬点数表において、全ての栄養管理に関することに「管理栄養士」を配置すべきと規定されているわけではございませんので、ご意見のように全ての病院に「管理栄養士」を配置することは、病院にとっては過剰な基準となります。</p> <p>一方、医療法に基づく医療法施行規則では、病院開設の際の整備基準として「人員基準」を定めていることから、「管理栄養士」ではなく「栄養士」を病院における栄養管理を行う職種の代表として規定されております。</p> <p>以上のことから、今回の条例制定では、これまで国の基準として使われてきた『病床数100以上の病院には、「栄養士」を「1」配置すること』を基準にしたいと考えます。</p>
2	<p>薬剤師の病院における人員基準は実情にあっていない。</p> <p>今は、入院患者への薬剤指導や医療安全を重視するための病棟業務といった内容へ薬剤師の業務がシフトしています。</p> <p>入院患者70人当たり1人という基準のままでは、上記の業務を完全に行うことは難しいので、実情にあった数へ変更をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">同趣旨の意見他に3件</p>	<p>これまで、医療法に基づく医療法施行規則に病院の開設許可における整備基準として、病院における薬剤師を始め看護師や准看護師などの人員基準が示されておりました。</p> <p>今回、医療法の改正により、国に代わって県が病院開設の判断基準となる整備基準を定めることになったわけですが、本県としては、従来の医療法施行規則における整備基準を基本としたものを新たな基準を条例として制定することといたしました。</p>
3	<p>医療法施行規則第16条の運用を柔軟にしたい。</p> <p>患者様の入院環境を良くする為、総病床数は変更しない範囲で、規則第16条規定の有効室内面積を保持しながら、病室間の定数変更を柔軟にできるようにしたい。</p>	<p>今回新たに定める基準に関するご意見ではありませんので、この手続きにおいて回答は致しかねます。</p> <p>なお、定数変更については、法令に基づく手続きをお願いします。</p>